

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

令和 7 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	常総市公共交通活性化協議会
住 所	茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3
代 表 者 氏 名	会長 鈴木 勉

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 7 年 ● 月 ● ● 日

(名称) 常総市公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当市は路線バスや鉄道が運行していない地域が広いため、市内の病院や商業施設などへの行き来が難しい。そこで、市全域に公平な移動手段を確保し、自宅玄関から目的地までドアツードアで送迎するサービスを実現するため、「予約型乗合交通ふれあい号」を運行する。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
・ 1 日あたり平均利用者数：71 人 ・ 収支率：11.0%以上 ・ 利用者 1 人あたり市負担額：1, 967 円以下 ※常総市地域公共交通計画 p86 参照
(2) 事業の効果
低料金で安全・安心な「予約型乗合交通ふれあい号」を運行することにより、公共交通を利用しにくい地域の市民や車を運転できない市民の移動手段が確保される。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・ 常総市公共交通計画の施策④「情報提供の充実」及び施策⑥「モビリティマネジメントの推進」に基づき、市広報紙や HP、パンフレットを活用した利用促進を実施する（市） ※常総市地域公共交通計画 P77, 81 参照
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
表 1 を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る予約型乗合交通ふれあい号について、その運行に係る費用総額 36,815,000 円のうち、常総市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
目標のそれぞれについて、数値指標によるモニタリング・評価を実施
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村

に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年6月19日（第1回）

- ・ 令和6年度事業について
- ・ 令和6年度歳入歳出決算について
- ・ 令和7年度事業計画（案）について
- ・ 令和7年度歳入歳出予算（案）について
- ・ 令和7年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域内フィーダー系統確保維持計画の変更について
- ・ 令和8年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金・地域内フィーダー系統確保維持計画の認定について
- ・ 常総市公共交通活性化協議会規約の改正について
- ・ 予約型乗合交通ふれあい号の利用状況について
- ・ コミュニティバス JOYBUS の利用状況について
- ・ 常総市公共交通基礎調査等支援業務について
- ・ 常総市地域公共交通計画の変更について

…議事についてはすべて承認された

19. 利用者等の意見の反映状況

・常総市公共交通活性化協議会に利用者代表や交通事業者など、地域の様々な立場の方々に参加いただいている。

・利用券の車内販売

実施日：平成 30 年 1 月 4 日～

改善状況：アンケート以外でも要望が多かったため、運行事業者と調整し、車内での利用券販売を開始した。

・「予約型乗合交通ふれあい号」利用者アンケート（満足度調査）の実施

実施日：平成 30 年 9 月 21 日～平成 30 年 10 月 19 日

回収率：65.69%（293／446 票）

改善状況：6 項目（予約受付期間、予約センター、ドライバー、運行時間、運行曜日、車内販売）の満足度を 5 段階でアンケートしたところ、運行曜日についての満足度がやや低めだったが、おおむね満足との評価をいただいた。皆さまのご意見を参考に、今後のサービス向上に努めていく。

・使用車両の全車セダン化

実施日：令和元年 10 月 1 日～

改善状況：平成 30 年実施の利用者アンケートにより、ワゴンタイプは乗降がしづらいとの意見が多かったため、運行事業者と調整し使用車両を全車セダンタイプとした。

・AI オンデマンドシステムの導入

実施日：令和 6 年 11 月 1 日～

改善状況：借上タクシー台数の減少から、利用者から予約が取りづらいとの意見が多く寄せられていたため、AI オンデマンドシステムを導入することにより、配車効率の向上を図った。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）茨城県常総市水海道諏訪町 3222-3

（所 属）常総市 都市建設部 都市計画課

（氏 名）田村 聡

（電 話）0297-30-6202

（e-mail）mobility@city.joso.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで 該当する 要件 (別表7・ 9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
茨城県 常総市	京成タクシー茨城(株)	(1) デマンド交通	市内全域			往 km 復 km	238日	1,904回			区域運行	①	水海道駅及び石 下駅にて関東鉄 道常総線と接続。 ぎぬの里バス停 にて地域間幹線 系統関東鉄道岩 井BT～守谷駅西 口線と接続。	③
	(有)三妻タクシー	(2) デマンド交通				往 km 復 km	238日	1,904回			区域運行	①		③
	水海道ハイヤー(有)	(3) デマンド交通				往 km 復 km	238日	1,904回			区域運行	①		③
		(4)				往 km 復 km	日	回						
		(5)				往 km 復 km	日	回						

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
 4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
 5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行時刻表

全日運行3台

No.	時刻 会社	8時便	9時便	10時便	11時便	12時便	13時便	14時便	15時便	16時便	計
1	京成	○	○	○	休憩	○	○	○	○	○	8
2	三妻	○	○	○	○	休憩	○	○	○	○	8
3	水海道	○	○	○	○	○	休憩	○	○	○	8
計		3	3	3	2	2	2	3	3	3	24

※休憩時間はローテーション

R8年度フィーダー期間（R7. 10. 1～R8. 9. 30）計画運行日数

月	R7. 10	R7. 11	R7. 12	R8. 1	R8. 2	R8. 3	R8. 4	R8. 5	R8. 6	R8. 7	R8. 8	R8. 9	計
月別運行回数	22	18	20	19	18	21	21	18	22	22	18	19	238

※土日祝日及び8/13～8/16, 12/29～1/3は運休

R8年度フィーダー期間（R7. 10. 1～R8. 9. 30）1台当たり計画運行回数

$$8\text{回/日} \times 238\text{日/年} = 1,904\text{回/年}$$

常総市予約型乗合交通運行区域図

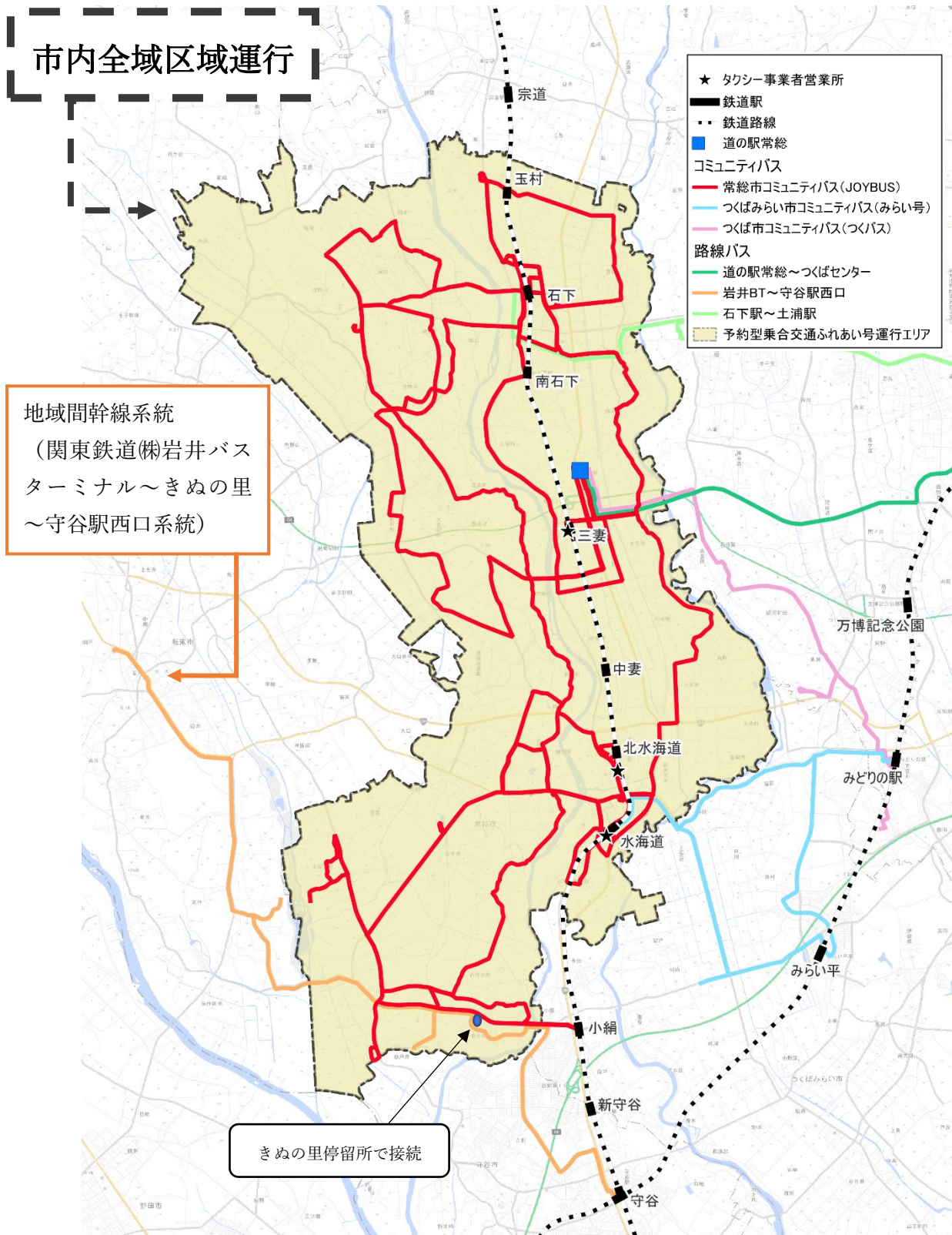


表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	常総市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	49,658
交通不便地域等	

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び
特例適用開始年度

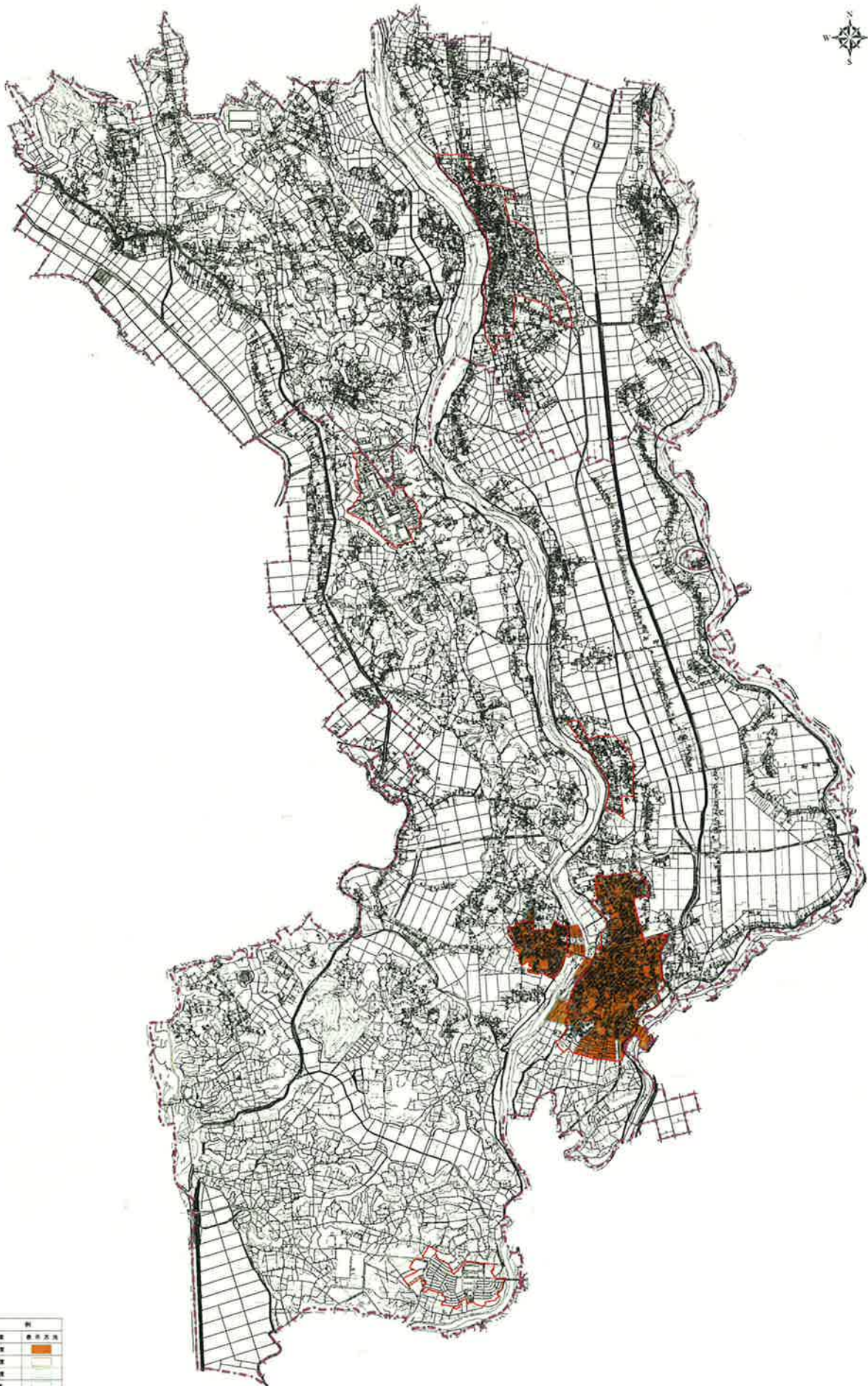
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
常総市地域公共交通計画	令和3年3月23日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



凡	例
市界	市界
市界20年度	市界20年度
市界17年度	市界17年度
市界14年度	市界14年度
市界11年度	市界11年度
市界8年度	市界8年度
市界5年度	市界5年度
都市計画区域	都市計画区域
市界17年度(市界17年度)	市界17年度(市界17年度)

1:20,000

0 500 1,000 2,000 3,000

常総市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
常総市地域公共交通計画 ６８ページ
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
常総市地域公共交通計画 ７１ページ
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
常総市地域公共交通計画 ７１～７２ページ
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
常総市地域公共交通計画 ８６ページ～８９ページ

（添付資料）

- ・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

- ・要綱第１７条第１項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
- 二 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
- 四 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

基本目標3 みんなで支える公共交通の実現

地域で公共交通を支えるためには、市民等が公共交通に興味を持ち、継続的に利用することが重要です。

そのため、各種体験イベントなど実際に公共交通に触れる機会を創出し、モビリティマネジメント※の手法を取り入れ、地域等と協働による積極的な利用促進を図ります。

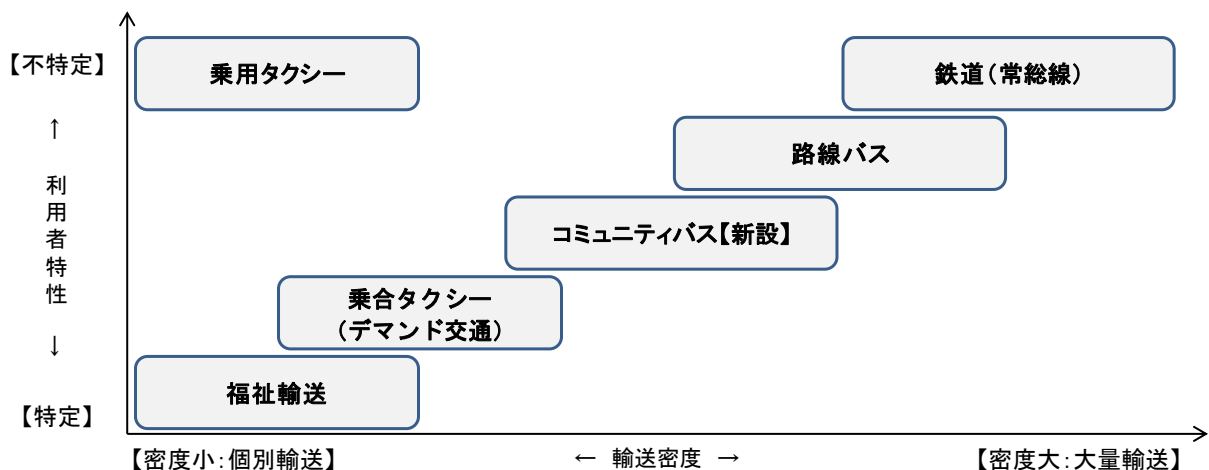
また、交通事業者、地域、行政との協働について、利用促進を図るだけでなく、PDCAサイクルに沿って、施策立案・実施、効果検証、改善策の検討など、公共交通の適正かつ効果的・効率的なマネジメントを行います。

※モビリティマネジメント: 自家用車利用に依存する状態から、公共交通や自転車などを賢く利用する方向へと自発的な転換を促すように、住民や団体を対象にコミュニケーションを中心として働きかける取組のこと。

3.2.2 各モードの役割

公共交通の機能、役割及び目的を分類し、以下のとおり整理します。

利用者特性・輸送密度に応じた常総市の公共交通モード



交通手段	役割及び目的
鉄道（常総線）	・市域をまたいで周辺市町村と本市を結ぶ広域的な路線。 ・定時定路線を基本とし、通勤、通学、通院、買物などに対応。
路線バス	・市域をまたいで周辺市町村と本市を結ぶ広域的な路線。 ・定時定路線を基本とし、通勤、通学、通院、買物などに対応。
コミュニティバス【新設】	・各地域を起点に中心拠点や交流拠点を結ぶ路線。 ・地域住民の日常生活の移動に対応。 ・市内の通勤、通学、通院、買物などに対応。
乗合タクシー（デマンド交通）	・利用者の需要に応じて経路を決める区域運行。 ・鉄道や路線バス等を補完し、市内の交通空白地帯を解消する。
乗用タクシー	・自由な時間帯とエリア制限のない移動に対応できる移動手段。
福祉輸送	・公共交通の利用が困難な方を対象に、ドア・ツー・ドアの移動手段を提供する。

第4章 目標達成に向けた施策

目標の達成に向けて、次のとおり各施策を展開します。

4.1 まちづくりに対応した地域公共交通網の構築【基本目標1】

施策① 地域特性に応じた公共交通サービスの提供 ※本施策は利便増進事業の対象である	
取組①-1 地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の再編	
・居住地が分散している常総市の地域特性に対応し、地域（居住地）から中心拠点・地域拠点への地域内移動、中心拠点・地域拠点から市外への移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等の国の補助制度を活用しながら、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、その他（乗用タクシー、福祉輸送）を連携させた、持続可能な地域公共交通網を構築します。 ・公共交通事業の収支の改善及び市の財政負担の削減に向けて、路線バス、乗合タクシー、乗用タクシー、福祉輸送の適正な役割分担を図ります。	
交通モード	再編の方向性
路線バス	・常総市とつくば市、土浦市、守谷市をつないでいる路線（水海道駅～土浦駅西口、岩井BT～きぬの里～守谷駅西口）については、基本的には現行どおり運行を維持。 ・その他の路線（石下駅～つくばセンター・土浦駅、石下駅～下妻駅、石下駅～鬼怒中前）については、利用状況や隣接市との調整をもとに、現行維持、一部変更、効率化について検討。
コミュニティバス【新設】	・地域（居住地）から中心拠点・地域拠点への地域内移動を支えるため、新規運行を検討。 ・中心拠点や地域拠点から各地域を結ぶ「支線」の役割を担うことを想定。
乗合タクシー（デマンド交通）	・ふれあい号は、利用状況や上記の新規運行との役割分担により、現行維持もしくは一部効率化を検討。
福祉輸送	・基本的には現行どおり運行を維持。
取組①-2 地域内移動を支える新たな公共交通ネットワークの形成	
・地域内の各種施設への移動の利便性を向上し、まちづくり支援及び賑わい創出につなげるため、コミュニティバスの新規運行を検討します。 ・生活交通機能としてだけでなく、地域外からの来訪者ニーズに応えるため、鉄道駅から道の駅や観光施設などの交流拠点への移動手段を確保することも検討します。	
取組①-3 広域移動手段の確保・維持	
・本市と市外を結ぶ鉄道及び路線バスについて、運行を維持します。	

◆スケジュール

取組	実施主体	スケジュール				
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域特性に対応した持続可能な地域公共交通網の再編	交通事業者市	再編検討	利用状況や役割分担等に応じて、再編		継続又は見直し 評価・検証	
地域内移動を支える新たな公共交通ネットワークの形成	交通事業者市	運行計画	新規運行（実証運行予定） 評価・検証		継続又は見直し	
広域移動手段の確保・維持	交通事業者市		運行サービスを維持	評価・検証	継続又は見直し	

第5章 目標の評価指標と計画の進行管理

5.1 目標の評価指標

本計画の基本方針を実現するため、目標に応じた計画期間に達成すべき評価指標を次のとおり設定します。

■目標の評価指標一覧

基本目標	評価指標	現状値	目標値 (令和6年度)
【基本目標1】 まちづくりに 対応した地域 公共交通網の 構築	指標① 公共交通利用 圏域の維持	■広域路線バス：3系統 ■ふれあい号 運行区域：100% (令和2年度)	■3系統 ■100%
	指標② 公共交通利用 者数の維持	■鉄道 水海道駅：2,300人/日 石下駅：750人/日 ■ふれあい号：71人/日 (令和2年度)	■鉄道 水海道駅：2,300人/日 石下駅：750人/日 ■ふれあい号：71人/日 ■コミュニティバス： 90人/日
【基本目標2】 誰もが安心・便 利に利用でき る公共交通サ ービスの整備	指標③ 公共交通に対 する満足度の 向上	11.2% (平成29年度)	18.2%
	指標④ 利用環境整備 の実施項目数	— (令和2年度)	4
	指標⑤ 事業効率の改 善	■ふれあい号の 収支率：10.9% ■ふれあい号の利用者 1人あたり市負担額 ：1,967円 (令和元年度)	■11.0%以上 ■1,967円以下
【基本目標3】 みんなで支え る公共交通の 実現	指標⑥ 利用促進事業 の実施数	— (令和2年度)	6

※新型コロナウイルスの影響を加味した数値目標としています。

※評価指標のデータ取得方法と目標値設定の考え方

評価指標	利用データ	算出方法と目標値設定の考え方	備考
指標① 公共交通利用圏域の維持	国勢調査・各交通事業者データ	<算出方法> ・路線バスについては、市町村間をまたぐ路線の系統数を設定しました。 ・国勢調査の500mメッシュ人口とバス停300m圏域、鉄道駅1km圏域を重ね合わせて、常総市の総人口とバス停及び鉄道駅のカバー人口の割合から算出します。 <目標値設定の考え方> ・現在の市町村間をまたぐ路線の系統数と、ふれあい号の市内全域運行を維持するという考え方で設定しています。	現状値⇒R2 目標値⇒R6
指標② 公共交通利用者数の維持	各交通事業者データ	<算出方法> ・市内の鉄道有人駅(水海道駅、石下駅)、ふれあい号の緊急事態宣言解除後の令和2年6月以降の利用者数から算出しました。 <目標値設定の考え方> ・新型コロナウイルスの影響を受けている現在を現状値として、利用者数を維持する考え方で設定しています。 ・コミュニティバスについては、1便あたりの利用者数3人×15便×2ルート(想定)から設定しています。	現状値⇒R2 目標値⇒R6
指標③ 公共交通に対する満足度の向上	アンケート調査結果	<算出方法> ・市総合計画策定時において、市民意識調査を行い、公共交通機関に対する市民満足度を把握しています。この把握結果を設定しました。(「満足」「やや満足」の割合) <目標値設定の考え方> ・総合計画において、令和4年の目標値を16.2%と設定しており、公共交通施策の実施により、更に2%上昇の18.2%を設定しました。	現状値⇒H29 目標値⇒R6
指標④ 利用環境整備の実施項目数	市データ	<算出方法> ・利用環境整備の実施項目数をカウントして集計しています。 <目標値設定の考え方> ・現在は未実施のため、「ー」としています。 ・今後、公共交通マップ作成、コミュニティバスの車両ラッピング、バス停整備、ICT施策などの実施を予定しており、「4」と設定しました。	現状値⇒R2 目標値⇒R6
指標⑤ 事業効率の改善	市データ	<算出方法> ・ふれあい号の収支率 = 運賃収入(※) / 事業総額 ・ふれあい号の利用者1人あたり市負担額 = 市負担額(※) / 利用者数 ※国補助、他部署からの補てんを除いた額 <目標設定の考え方> ・現在のふれあい号の収支率と利用者1人あたりの市負担額を改善するという考え方で設定しています。	現状値⇒R1 目標値⇒R6

評価指標	利用データ	算出方法と目標値設定の考え方	備考
指標⑥ 利用促進事業の実施数	市データ	<算出方法> ・利用促進事業の実施回数をカウントして集計しています。 <目標値設定の考え方> ・現在は未実施のため、「－」としています。 ・今後、バスの乗り方教室やバスツアーなどの実施を予定しており、「6」と設定しました。	現状値⇒R2 目標値⇒R6

5.2 計画の推進

5.2.1 推進・管理体制

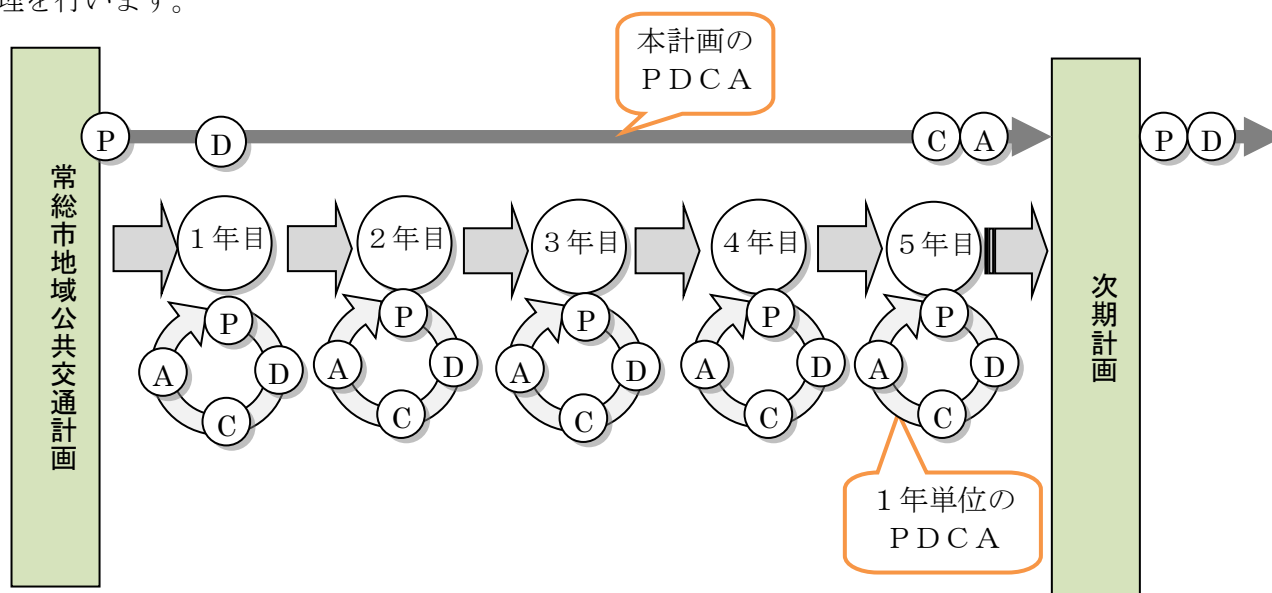
常総市公共交通活性化協議会において、毎年度、取組の実施状況の確認、効果検証や取組改善案などについて協議を行います。

また、計画期間における社会情勢の変化を把握しながら、見直しが必要な場合は、上位・関連計画などの方針と整合性を図りつつ、計画の改訂を行っていきます。

推進・管理体制	構成員	役 割
常総市 公共交通活性化 協議会	市民, 交通事業者, 警察, 国の交通施 策担当者等	計画策定後も市民の移動需要に合わせた地域公共交通の見直し及び改善, 持続可能な公共交通網の構築に向けた検討などを継続的に協議する「場」として位置付けます。

5.2.2 進行管理

目標に応じた評価指標の達成状況や取組の進捗状況を確認し、PDCAサイクル【「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→見直し（Action）」】による計画の進行管理を行います。



5.2.3 多様な関係者との連携・協働

本計画を進めるにあたり、本市の公共交通が目指す将来像の実現に向けて、「市民」「交通事業者」「行政」が連携・協働し、一体となって取り組むとともに、それぞれが担う役割を相互に確認しながら、持続可能な公共交通網の構築を目指します。

なお、本計画においては道路運送法に基づく許可・登録を要する運送の態様（いわゆる“公共交通”）を対象としていますが、地域の助け合いで行う高齢者の買物・通院支援の取組等、許可・登録を要しない運送の態様も含め、関係課による検討を行っていく必要があります。

理由書

令和8年度陸上交通(地域内フィーダー系統)に係る地域公共交通確保維持事業(以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。)における、地域公共交通計画の認定の申請について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第17条第1項に定められた地域公共交通確保維持事業の補助対象期間における必要事項を記載して認定の申請を行うべきところですが、「常総市地域公共交通計画」の計画期間は「令和8年3月31日」を満了日としており、補助対象期間に満たない期間が6月ございます。

しかしながら、「常総市地域公共交通計画」は、満了日を「令和9年3月31日」まで延長する予定であり、延長後は、補助対象期間を満たす計画期間となります。計画期間の延長を行う理由としては、次期地域公共交通計画の策定時期を、当市の立地適正化計画の見直しと合わせ、令和7・8年度の2カ年度で進めるためです。なお、次期地域公共交通計画の計画開始日は、令和9年4月1日を予定しております。

については、当市の地域公共交通計画が、要綱第17条第1項に定める合理的理由があると認めて頂けますようお願い申し上げます。

令和7年 月 日

常総市公共交通活性化協議会
会長 鈴木 勉